

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項の1つ目、新型コロナウイルス感染への支援は十分か。

3月に入りましてから毎日トップ記事で報道されているのが新型コロナウイルス感染についてです。感染された方々にはお見舞いと、亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げます。

当町では早々と対策本部を設置し、町民や事業者を対象に様々な制度を創設し、支援しておりますが、具体的な支援策について伺いいたします。

今回の定例会で町長の招集挨拶でも述べておられましたが、1つ目としては実施されていないものを除きまして各支援制度の進捗とこれまでの実績について伺います。

質問の2つ目ですが、新型コロナウイルスは第2波、第3波が来ると言われていますが、このときの支援策を考えているのか、この2点について伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、制度ではありませんが、町民へのマスク等物資支援の6月16日現在の状況をお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大したために、マスクが入手困難になっておりましたので、町では寄贈を受けたマスクやフェイスシート、そして町備蓄品の一部を、特に体調管理が必要な方々などにお届けしております。妊娠中の方、身体障害者手帳をお持ちの透析など腎疾患の方、呼吸器疾患の方及び重度心身障がい児の保護者、計116人に対して制菌加工の布製マスク2枚、不織布マスク20枚、フェイスシート2枚を配付しております。また、町内の小中学生にはフェイスシート4枚を配付したほか、認定こども園の2歳児以上の園児に子ども用布マスク2枚とフェイスシート2枚を配付しております。また、町内の12医療機関には不織布マスク150枚ずつを配付しております。

次に、ご質問の各種支援制度の状況ですが、国の特別定額給付金事業については、6月16日現在で給付金額19億260万円、世帯換算で給付率98.6%、6,537世帯に給付しております。

子育て世帯への給付金については、6月3日、国の臨時特別給付金を1,758人に、町の子育て世

帯応援給付金を1,732人に給付しております。

地域応援商品券・地域応援食事券については、不在者など一部の方を除き、6月13日までに一斉配達を終えております。6月16日現在の状況ですが、配達済みが6,082世帯、不在のため再配達中が412世帯、宛先に住民がおらず町に返戻されたものが13世帯となっております。

道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金については、6月16日現在で91人に174万7,500円を給付しております。

事業継続支援金については、6月16日現在で234件4,680万円の給付を決定しております。

資金については、6月16日現在で中小企業振興資金が16件1億5,680万円、小口零細企業振興資金が11件3,800万円、秋田県経営安定資金（危機関連枠）が14件3億1,800万円の融資実績となっております。

固定資産税の減免状況については、6月16日現在の事業者からの申請が37件、収入減額世帯に属する方からの申請が2件となっております。

県外大学生等応援事業については、6月16日現在で98人から申請をいただいております、希望するセットを発送しております。

次に、新型コロナウイルスの第2波、第3波への支援策についてですが、第2波の影響がどういう状況になるか見通しが難しいため、まずは感染拡大防止に必要な物資備蓄に努めております。具体的には、避難所で使用する非接触型体温計や備蓄として必要な消毒液及びマスク、防護服、グローブ、フェイスシールドなどについて、想定される必要分を確保しております。また、本定例会で提案している補正予算案には感染予防に係る間仕切り購入費を計上しているところで

す。

また、今後しばらく新型コロナウイルスへの対応が各公共施設で必要となる前提で、備蓄ではなく通常利用の消毒液など消耗品について追加で準備したく、しかるべき時期に臨時議会にて関係予算のご審議をお願いしたいと考えております。

いずれ新たな支援策については、国において感染の第2波と言われる状況に際して、その影響等を的確に把握し、必要な支援策を適時・適切に検討、対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。新型コロナウイルス感染が学校や生徒に与えた影響は。

質問の内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止が町立学校や生徒に与えた影響はかなり深刻であると思われます。この影響を補うための考えについてお伺いいたします。

1つ目、町内の小中学生の臨時休校は結構長いと私たち町民は感じていました。実際は何日になったのか。そして、休校中の児童生徒の学習の遅れへの対応について伺います。

2つ目は部活動の練習時間は相当不足していることですが、不足の代替としてレベルアップのため支援策はあるものかお伺いいたします。

3つ目、これ最後になりますけど、奨学資金を現在返還中の者で今回の新型コロナウイルス感染の経済的影響によって返還猶予希望者や返還免除を希望する者に対して、尋ねて各自の希望に対応できないものかについてお伺いいたします。

以上3点ですけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問についてですが、2月末に国及び県から要請されたことによる臨時休業期間については、町教育委員会では3月4日から3月19日までとしました。その後に春季休業期間が4月5日まで続いたため、児童生徒にとっては約1か月にわたる長期の休みとなりましたが、授業日としての臨時休校は10日となっております。

この臨時休校による学習の遅れについてであります。時期が年度末であったため、小学校では予定していた学習内容をほぼ終えている状況であり、一部の未履修内容についても臨時登校日での対応により、年度内に履修を終えたところです。中学校においても、予定していた学習内容をほぼ年度内に終えており、一部分の未履修内容についても4月の第一週までに対応済みです。

次に、国の緊急事態宣言が出された後に県からの要請を受けまして、町教育委員会は4月23日から5月6日までを臨時休校にしました。この期間は14日間になりますが、その中にゴールデンウィークも含まれており、祝日・休日の8日を除きますと臨時休校の日数は6日となっております。

この4月23日からの臨時休校に対する回復措置としましては、臨時休校とした日数と同じ6日を新たな授業日といたしました。そのうちの1日は6月1日の町内4校の開校記念日を授業日とし、残りの5日については本来の夏季休業期間である7月27日から29日までの3日間と、8月20日と21日の2日間をそれぞれ授業日とすることとしております。そのことについては、各学校の保護者及び関係機関に既にお知らせしたところです。

このような取組によって学習の遅れについては、今後回復できるものと考えております。

2つ目のご質問の中学校の部活動についてですが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止によって活動休止となったのは2月29日から5月7日までの期間中において53日間でありました。その間、生徒たちは個人で可能な運動や練習を自宅などで行って体力や技術力などを低下させないように心がけていたとのことでした。

その部活動の学習指導要領での位置づけですが、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われるものであります。

一方、各教科の授業や特別活動などは学習指導要領で教育内容の基準が定められておりますが、それらとは異なって、部活動は各学校や生徒、地域の実態に応じて活動が行われるものとされており、このような位置づけですので、学習活動の場合には臨時休校の回復措置を行います。部活動休止においては回復措置の実施が求められておりません。

次に、ご質問にありました部活動のレベルアップのための支援策についてですが、レベルアップのための支援策については、一般的に1つ目にハード面、つまり物的内容での環境整備があり、2つ目にソフト面、つまり指導スタッフの充実や指導方法の改善などがあり、3つ目に練習試合や講習会、各種大会などへの参加が挙げられます。

この中で、これまでの部活動休止の影響から美郷中学校において、特に必要としているのは3つ目の練習試合や講習会、各種大会などへの参加であります。その点で大曲仙北中学校体育連盟では、中学生の県大会が中止になった中で3年生にとって最後の大会となる郡市総体を一月ほど遅らせて7月11日から13日に実施する計画を発表しております。また、郡外や県外チームとの練習試合を6月20日以降から可能にする指針を公表しています。

一方、吹奏楽部関係では3年生が最後の発表の場となる演奏会の実施も検討しているとのことでした。

町教育委員会としましては、このような大会や演奏会の開催、また練習試合への取組などに協力していきたいと考えております。そして、美郷中学校の部活動に対しては、各種大会等に参加する場合のスクールバスや経費面での支援に引き続き取り組んでまいります。

3つ目のご質問の奨学金の返還猶予・返還免除についてですが、奨学金の返還については、大学・専門学校等を卒業した月の1年後から10年以内の期間において奨学金を返還しなければならないと規則により定めており、現在、奨学金を返還中の方は103名おります。

ご質問の奨学金返還の猶予制度であります。この制度は以前から設けられており、例えば経

濟的事情により今年度は返還できないとの申請が出され、認められますと、その方の奨学金返還期間が10年間から11年間に変更になるものです。

町教育委員会では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により奨学金の返還が困難な方がおられるのではないかとの思いから、奨学金を返還中の方に5月27日付で返還猶予希望制度についての通知を改めて発送し、周知を図ったところであります。

なお、現在のところ、支払い猶予の申出や問合せはない状況です。

次に奨学金返還の免除についてであります。奨学金返還の免除ができる場合としては、「奨学金を借りている学生や奨学金を返還中の方が死亡したとき」または「教育委員会が特別の理由があると認めたとき」と町条例で定めております。

そこでの特別な理由についてであります。返還される方が様々な事情により返還することが長期的に困難であり、連帯保証人2人の方もそれぞれが長期的に返還することができない状況であると認定された場合であります。そのことの審査については、外部有識者も交えた美郷町奨学生選考委員会で審査を行い、認められた場合に限りです。

奨学金返還の免除については、このようになっておりますことにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 学習面と部活動関係については理解できました。こういうのと一緒に学校行事というのは一緒について来るものと思うんですけど、これについて通告しておりませんが、例えば文化祭とか修学旅行など、そういったものについての考え方を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 教育長、よろしいですか。自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいま再質問にお答えいたします。

関連質問ということでお答えいたします。学校行事の中止延期等の状況についてであります。まず1つは町内の小学校の運動会、5月に予定しておりましたが、これらについては平常日、授業日に保護者の応援等はなしで学校の中で縮小して体育的な競技種目の運動会を校内行事として行っております。それから修学旅行についてであります。小学校は6月に予定しておりましたが、これらについては延期ということで、1つの小学校は10月末に現在実施予定にしております。もう2つの小学校は11月に実施予定ということにしております。それらもその時期に新型コロナ等の影響がない中ではその時期に実施したいということで計画を立てております。

中学校のほうは9月上旬に実施予定であります。現在のところ東京方面のいつも予定ですが、今回は東京方面は避けて日光のほうに、まず旅行会社と協議しながらそちらに変更したいという

予定を聞いております。9月の上旬実施できない場合には10月か11月に再度延期をして、その時期では東北3県の中で規模を縮小することも考えながらやれるかどうかというような、一応そういう見通しをもって修学旅行、中学生最後の行事なので延期してでも何とかできないかなということで学校のほうでは保護者と協議していくということを報告を受けております。

それから秋の学習発表会、小学校と中学校の文化祭は、学習発表会についてはいろいろ新型コロナウイルスへの対応をしながら、様々な工夫をして、時にはプログラムの変更もしながら予定実施していく方向でということであるところでは報告を受けております。中学校のほうは合唱祭をベースにした文化祭に縮小した形で模様替えをして実施するというようなことで保護者の皆様とも、PTA等とも協議していきたいということで話を聞いております。

学校の主な行事等の状況としては、そのようなことであります。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。